

持株会社に関する公取委の 平成16年度報告

制度調査部
堀内勇世

【要約】

独占禁止法には、「持株会社」にかかわる規定が存在する。

公正取引委員会は、その規定にかかわる範囲で、持株会社の動向をまとめている。

5月30日に公表された、「平成16年度独占禁止法第4章関係届出等の動向及び主要な企業結合事例」の中に、「持株会社」にかかわる記述が存在する。

そこで、持株会社にかかわる部分を紹介する。

1. 持株会社とは

「持株会社」とは、独禁法上では、子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の総資産額に対する割合が50%を超える会社と定義されている（ここでは「独禁法上の持株会社」という。独禁法第9条第5項第1号）（注1）（注2）（注3）。

しかしながら、一般には、「持株会社」という語を、もっと広い意味で用いているようである（ここでは「広義の持株会社」という。）。例えば、「株式を所有することにより他の会社の事業活動を支配・管理する会社」と定義するものもある。

（注1）「独禁法」の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。

（注2）「持株会社」の独禁法上の正確な定義は、独禁法第9条第5項第1号参照。後述の「（注9）」参照。

（注3）「子会社」とは、要するに、その総株主の議決権の過半数を保有されている会社のことである（独禁法第2条第10項）。なお、独禁法第9条第4項に注意。後述の「（注6）」参照。

2. 持株会社に係わる公取委の報告書

持株会社の動向にかかわる記述が、公正取引委員会が公表した報告書の中に、ほんの少しであるが見られる。

その報告書は、平成17年（2005年）5月30日に公表された「平成16年度独占禁止法第4章関係届出等の動向及び主要な企業結合事例」である（注4）。

もっとも、ここで述べられているのは、「独禁法上の持株会社」で、しかも独禁法第9条第5項・第6項で報告や届出が必要とされている持株会社に限定されている(注5)。

限定された資料といえるが、持株会社については、重要な資料といえるので、該当部分を紹介する。

(注4) 公正取引委員会のHP (<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/17index.htm>) 参照。

(注5) 独禁法第9条第5項・第6項の報告・届出義務については、後述の「4.【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務」参照。

3. 報告書の概要

平成16年度に、「持株会社・銀行等に関する独禁法第9条第5項・第6項の報告・届出」を行った持株会社は23社である(注6)。

資産規模別に数を示したのが、図表1である。また独禁法第9条第5項の報告をした持株会社は図表2のとおりである。また、平成16年度に新設されて、独禁法第9条第6項の届出をした持株会社は、図表3のとおりである。

また、「持株会社23社のうち、15社が株式移転方式により競争事業者等がいわゆる共同持株会社を設立したものであった。他の8社については、株式移転方式や分社化等により、企業グループの組織変更の手段として持株会社を設立したとみられるものであった。」と公正取引委員会は分析している。

(注6) 独禁法第9条第5項・第6項の報告・届出義務については、後述の「4.【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務」参照。

図表1 独禁法第9条の規定に基づく報告・届出会社の総資産規模別件数

総資産規模別	持株会社 (総資産基準額6000億円以上) (独禁法第9条第5項第1号)
8兆円以上	9社
5兆円以上 8兆円未満	5社
2兆円以上 5兆円未満	7社
1兆円以上 2兆円未満	1社
6000億円以上 1兆円未満	1社
合計	23社

(出所) 公正取引委員会「平成16年度独占禁止法第4章関係届出等の動向及び主要な企業結合事例」より作成

図表 2 独禁法第 9 条第 5 項の規定に基づく報告書提出会社（持株会社）

(株)ほくぎんフィナンシャルグループ
(株)九州親和ホールディングス
三井トラスト・ホールディングス(株)
ニチメン・日商岩井ホールディングス(株)
(株)札幌北洋ホールディングス
(株)もみじホールディングス
(株)三菱東京フィナンシャル・グループ
(株)みずほフィナンシャルグループ
ジェイ エフ イーホールディングス(株)
タワー・エス・エイ
(株)日興コーディアルグループ
(株)ユーエフジェイホールディングス
(株)ミレアホールディングス
日本電信電話(株)
新日鉱ホールディングス(株)
アクサジャパンホールディング(株)
(株)三井住友フィナンシャルグループ
(株)りそなホールディングス
東短ホールディングス(株)
(株)I N A X トステム・ホールディング
ジー・イー・キャピタル・インターナショナル・ファンディング・インコ
アイ・ビー・エム ワールド トレード アジアホールディング L L C

(出所) 公正取引委員会「平成 16 年度独占禁止法第 4 章
関係届出等の動向及び主要な企業結合事例」より
作成

図表 3 独禁法第 9 条第 6 項に基づく届出会社

(株)T & Dホールディングス

(出所) 公正取引委員会「平成 16 年度独占禁止法第 4 章
関係届出等の動向及び主要な企業結合事例」より
作成

4 . 【参考】持株会社等の独禁法上の報告・届出義務

(1) 既存の会社の場合（報告）

会社及びその子会社の総資産合計額が、次の基準額を超えている場合には、毎事業年度終了後 3 か月以内に、会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない（独禁法第 9 条第 5 項、独禁法施行令第 9 条）（注 7）（注 8）（注 9）。

独禁法上の持株会社（注 10）	6 0 0 0 億円
銀行、保険会社及び証券会社 （独禁法上の持株会社、証取法上の証券仲介業者を除く。）	8 兆円
及び 以外の会社	2 兆円

（注 7）ここでいう「子会社」には、次の 2 つの場合が含まれる（独禁法第 2 条第 10 項、第 9 条第 4 項）。

会社がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権の過半数を有する他の国内の会社

会社及び当該会社の に該当する子会社又は会社の に該当する子会社が保有する議決権の合計が、議決権の過半数を超える他の国内の会社（みなし子会社）

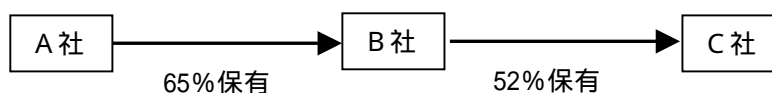
（注 8）ここでいう「会社及びその子会社の総資産合計額」は、公正取引委員会規則（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」）で定める方法により計算することになる（独禁法第 9 条第 5 項）。また、国内の会社であるものだけが対象である。

（注 9）報告書の様式については、公正取引委員会規則（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」）で規定されている。

（注 10）ここでいう「持株会社」とは、子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が 100 分の 50 を超える会社のことである（独禁法第 9 条第 5 項第 1 号）。

ただし、ある会社が上記の基準に該当する場合でも、他の会社の子会社にあたる場合は、報告書を出さなくてもよいとされている。

例えば、次のようなグループで、B 社が上記の基準に該当する場合にも、報告書を出さなくてはならないのは、A 社のみであるということである。



(2) 新設会社の場合 (届出)

新たに設立された会社の場合、当該会社及びその子会社の総資産合計額が、次の基準額を超えている場合には、その設立から 30 日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない (独禁法第 9 条第 6 項) (注 11) (注 12) (注 13) (注 14)。

独禁法上の持株会社 (注 15)	6 0 0 0 億円
銀行、保険会社及び証券会社 (独禁法上の持株会社、証取法上の証券仲介業者を除く。) 及び 以外の会社	8 兆円 2 兆円

(注 11) ここでいう「子会社」については、「 (注 7) 」参照。

(注 12) ここでいう「会社及びその子会社の総資産合計額」については、「 (注 8) 」参照。

(注 13) この基準は、前記の「 (1) 既存の会社の場合 (報告) 」と同じである。

(注 14) 届出書の様式については、公正取引委員会規則 (「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 9 条から第 16 条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」) で規定されている。

(注 15) ここでいう「持株会社」については、「 (注 10) 」参照。